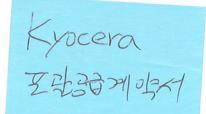
太陽電池生産用設備に関する覚書



d.

京セラ株式会社 ソーラーエネルギー事業本部(以下、「甲」という。)と、」

(以下、「乙」という。)は、甲の開示した仕様、秘密情報等に基づいて、乙が製作した太陽電池生産用装置について、以下の通り覚書(以下、「本覚書」という。)を定める。その証として、本覚書を2通作成し、甲乙各々1通を保管するものとする。

第1条 (対象設備)

対象は甲の開示した仕様、技術情報等に基づいて製作された太陽電池生産用設備 RIE (リアクティブイオンエッチング装置)とする(以下、「本設備」という。)。

第2条 (付属資料内容)

乙は納入する本設備について以下の資料を甲に提出するものとする。

- (1) 取扱い説明書(装置及び使用機器の説明書、保証書をふくむ)
- (2) 機械組立図、消耗部品の機械部品図、乙が設計した機械部品図で甲が保守のために要求したもの、 配管系統図、電気配線図、I/Oリスト、PLC プログラム及びフロッピー等記憶メディア、
- (3) 表示パネル画面データ及びフロッピー等記憶メディア、使用部品表、 その他、甲が各設備を稼働、維持するために必要とされる図面又は書面

第3条 (秘密保持)

- 1. 乙は、本設備の開発・製造に関して甲から開示された技術情報(以下、「秘密情報」という。)を秘密として保持し、甲の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。
- 2. 乙は、秘密情報を、本設備を甲に納入するために開発・製造する以外の目的に使用してはならない。
- 3. 乙は、本覚書の発効以前に本設備の開発・製造に関して甲乙間で締結された資材取引基本契約等に基づいて甲から開示された秘密情報についても、本覚書のもとで、秘密情報として取扱うものとする。

第4条 (同型設備の販売制限)

- 1. 乙は、本設備納入後2年間、納入した当該本設備と同一設備もしくは甲の開示した仕様、技術情報等を用い、実質的に同一とみなされる設備(以下、「同型設備」という。)を、第三者に提供してはならない。前記期間経過後から当該本設備納入後5年間が経過するまでの間に同型設備を第三者に提供する場合には、甲の事前の書面による承諾を要するものとする。
- 2. 前項の定めは、本覚書の発効以前に甲のために開発・製造され、納入された本設備についても適用されるものとする。
- 3. 本覚書の発効後2年間、甲は本設備と同種の設備の増設を検討する際、乙を最優先サプライヤーとする。 但し、乙の設備が甲の要求を満たせないと判断した場合、甲は他社から購入することが出来る。

第5条 (有効期間)

本覚書の有効期間は、2009年 5 月 18 日より5年とし、甲もしくは乙が満了日の60日前までに終了の意思表示を書面にて行わない場合は、さらに1年間延長される。

Ht Stillon

第6条 (残存義務)

本覚書が、前条またはその他の事由により終了した場合においても、第3条、第4条第1項および第2項の規定は引続き効力を有するものとする。

甲) Kyocera Corporation
Solar Energy Group, Production Div.1
1166-6, Nagatanino, Hebimizo-cho, Higashiomi-city, Shiga, JAPAN

Hiroshi Kajiyama

Date: May, 18th, 2009

General Manager

乙) Integrated Process Systems Ltd.

33 Jije-dong, Pyongtaek-City, Gyeonggi-Do, Korea

Sang Young Moom Date: Apr. 13rd, 2009

2